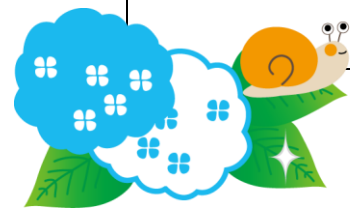


No.5 発行2012年6月
 発行人：「生業を返せ、
 地域を返せ！」福島原発
 事故被害弁護団
 TEL：03-3379-6770

※題字「みんなにて」は、大塚利明さん（郡山市、直売所経営）の筆によるものです。

【 最 近 の 動 き 】

東電や国の動向		弁護団の取り組み	
6月01日	ADR、郡山から都内に避難した母子に東電基準と同額の和解案提示	6月05日	第37回全国公害被害者総行動（東京）
6月09日	東電、元緊急時避難準備区域の賠償支払いを延長へ	6月15日	郡山の事業者・農家の方々の東電に対する一斉請求（郡山市）
6月11日	政府、避難区域内の不動産の賠償基準示す	6月15日	神奈川の商工業者向け説明会（横浜）
6月20日	東電が事故調査報告書を公表	6月22日	相馬の漁協組合員・東電交渉（福島市）
6月21日	原子力基本法の目的に「安全保障」を追加	6月24日	沖縄の避難者向け相談会・説明会（那覇市）
7月01日	政府、福島再生の基本方針を提示	6月25日	弁護団会議（東京）
		6月27日	責任論チーム会議（東京）



第37回公害被害者総行動～公害としての原発事故～（その1）

公害被害者総行動とは

2012年6月5日と6日にかけて、第37回公害被害者総行動が行われた。公害被害者総行動とは、全国の公害被害者が大同団結して環境大臣交渉をはじめ各省庁との交渉を通じて、この国の公害、環境行政を正し、公害、薬害被害者の救済を目指す大運動である。1976年以来毎年必ず行われる伝統あるたたかいだ。本年度の公害被害者総行動は、何と云っても、昨年の福島第一原発事故を受けて、原発被害者との連帯、連携をおおきく掲げた力強いたたかいを目指した点が極めて特徴的だったといえよう。（弁護士 船尾遼）

裏面につづく・・・

環境回復を求める集団訴訟（仮称「うつくしまを返せ！訴訟」）の構想について

弁護士 渡邊 純

私たち「生業を返せ、地域を返せ！福島原発被害弁護団」では、現在、他の原発事故被害弁護団と共同で、福島原発事故で汚染された環境の回復を求める集団訴訟を構想しています。

1 なぜ、環境回復を求める集団訴訟なのか？

(1) お金で済む問題ではない。

原発事故の被害は、簡単にお金で償えるようなものではありません。子どもに将来健康影響が出ないかという心配、農地が汚染されて安心して作物が作れない苦悩、住み慣れたふるさとを追い出され生きがいや人々との絆を奪われた苦痛…。

被害者が失ったものは、決してお金で解決できる問題ではありません。

(2) 福島原発事故は、公害問題である。

原発事故は、広い範囲の環境に放射性物質という有害物質をまき散らしたのですから、この事故による被害は公害事件です。公害事件である以上、賠償だけではなく、汚染された環境から放射性物質を取り除くなど、環境の回復を行うことによる被害救済が図られなくてはなりません。国は、除染特措法などを成立させていますが、国が自ら除染などを行うのは一定の地域に限られており、あとは自治体や地域住民にお任せという対応です。

(3) 賠償請求だけでは、被害者の分断が生じる。共通の願いを正面から掲げよう。

賠償は、あくまで、個人や個々の事業者が蒙った損害をお金で償わせるというものが、避難したかどうかなど、個々の事情によって、被害の現れ方は様々ですから、個々の賠償額は異なります。個別の被害について、個別に立証し、個別の賠償額を定めることは、手間と時間のかかる作業になってしまいます。しかも、個々の賠償額やその公平さをめぐって、被害者の間の分断を招く結果になります。国の定めた賠償の目安（「中間指針」など）は、地域や業種、被害の種類などによって細かく細分化されていますが、これは、結果として、被害者の分断を現実に生じさせています。

しかし、住んでいる地域が汚染されてしまったことは、全ての被害者に共通する被害であり、「元のきれいな地域に戻してほしい」ということは、全ての被害者の共通の願いです。みんなの共通の要求、願いを正面から掲げてこそ、みんなが団結して、最後まで被害に立ち向かうことができるのではないのでしょうか。

2 具体的な構想

今、弁護団では、原発事故の全ての被害者が裁判を起こせるようにするため、法律論などの研究をしています。同時に、この裁判だけで、被害者の被害が全て解決できるものではありませんから、個々の皆さんの深刻な被害の賠償については、この裁判とは別個に請求することの妨げにならないよう工夫したいと思っています。たとえば、集団訴訟は、みんなが乗り込める乗り合いバスです。みんなで乗り合いバスに乗って、共通の目的地（環境回復と、回復がなされるまでの最低限の共通賠償）に行き、そこから、個々の目的地（個々の求める賠償）に、個々の交通手段で向かうというように考えていただければ、分かりやすいかと思います。

具体的な方法などが固まり次第、皆さんにお知らせします。

第37回公害被害者総行動～公害としての原発事故～（その2）

総決起集会

6月5日に行われた総決起集会では、原発被害者の方たちの発言がおおきな拍手をもって迎えられた。特に、福島県須賀川市で農業を営む被害者の「私たち百姓にとって、土や環境は、命の次に大事なものです。放射能で汚された環境を元に戻してほしい、それだけが私たちの願いです。」という発言は総決起集会に参加した全国の公害被害者の共感を得たことだろう。

東京電力という大企業が営利のために推し進めた各地での原発建造、また、国が温暖化防止の名の下に大企業の利益のために推し進めたエネルギー政策としての原発政策。このような状況の中で今回の事故が起こり、福島の土壌は放射能に汚染された。今回の原発事故は東京電力と国が営利活動としての原発政策を推し進めた結果起こった史上最大の公害に他ならない。

●もとの福島を返せ！

しかし、東京電力、国は原発の再稼働を目指している。史上最大の公害を引き起こし、土地を、地域を、故郷を汚染し、破壊した反省は東京電力、国に見られない。人の生活、命をなんだと思っているのだろうか。今までの公害に対する国の対応からも、座して待つだけでは決して福島はもとに戻らない。

今回の公害被害者総行動を皮切りに、全国の公害被害者と連帯して、東京電力、国の責任を追及するたたかいを継続しなければならない。もとの福島を返せ！との要求のもとに最後までたたかう決意を新たにさせられた集会であった。（弁護士 船尾遼）

環境大臣交渉に参加したのでご報告する。

各地の公害被害者と弁護士が20名ほど参加され、環境省側は、横光副大臣・南川事務次官をはじめとした事務方が出席していた。

弁護団からは、渡邊純弁護士と事故直後に自死された農家の息子さん（Aさん）が出席し、発言された。Aさんの訴えは、代々土作りにこだわってきた農家の跡継ぎとして、福島で再び安心しておいしい作物を作ることができるよう環境の完全回復を求めるという心に響くものだった。以下に、発言の一部を紹介する。

「農家にとって、田んぼ、畑を耕すなど言われたら、それは職場を奪われたのと同じです。父の死は、国民としての訴えの死だと思っています。」

「自分たちで作った作物ですら、出荷してもいいのか、自分たちで食べて安全なのか、いまだに迷う日々が続いています。」

「これほどの事態を引き起こしたにもかかわらず、なぜ原発の再稼働を考えるのか。結局は、福島原発事故は、他人事なのでしょうか？ もし、貴方の街がこうなったらどうしますか？ 私たち百姓にとって、土や環境は、命の次に大事なものです。放射能で汚された環境を元に戻してほしい。それだけが私たちの願いです。」

Aさんの訴えは、福島の農家が抱える問題と、環境省が取り組むべき課題を明確にしたのではないかと思います。（弁護士 中瀬奈都子）

東電交渉

東電交渉では、遠路福島から駆けつけた被害者のみなさんが、早期、かつ充実した解決を要求した。「失ったものが大きすぎる」「一時帰宅したら自宅の茶の間が腐っていた」「半分がいいから肥料の賠償を」また、それぞれの被害の実相が生々しく語られた。弁護団から沖縄や広島への避難者団体に説明に来るかと問うと、賠償に関しては説明に来ると返答。もっとも、東電の出席者は交渉権限のない担当者であったため、交渉の場には責任ある回答ができる者を出席させるように要求した。（弁護士 山添拓）

6.15 いっせい請求

去る6月15日に、郡山市の野菜直売所及び直売所に農作物の販売委託をしていた生産者の方々9名が、東京電力に対して、風評被害による損害等について、いっせいに損害賠償請求を行いました。当日、東京電力側は、補償相談室の紫藤部長のほか、郡山補償相談センターの職員等計4名が出席しました。

まず、当弁護団の久保木弁護士が、今回の請求の趣旨説明を行いました。それから、被害者を代表して直売所の大塚社長が、東京電力の紫藤部長に全員の請求書を手渡しました。その後、生産者・直売所の方がそれぞれ東京電力に対して、放射性物質による深刻な被害の実態や除染の難しさ等を訴えました。

直売所の大塚社長は、「『環境にやさしい』『健康にいい』をコンセプトに直売所を運営してきた。その直売所で、放射性物質が検出された農作物を誰が買いたいと思うか。また、そのような直売所で誰が働きたいと思うか。」と訴えかけました。生産者・直売所の皆さんの訴えは、まさに被害を受けた当事者ならではのものであり、会場は静まりかえっていました。

最後に、当弁護団から東京電力に対して、

- ① 今回の原発事故を招いたことについて、不法行為責任を認めた上、真摯に謝罪すること
- ② 請求人らが農地等につき除染費用の見積もりを出した場合、事前に支払うこと
- ③ 加害者として、請求人らが農業に従事する現地に赴き、原発事故の深刻な影響を確認すること
- ④ 原発、特に東京電力管内の柏崎刈羽原発を再稼働しないと確約すること
- ⑤ 請求人らの完全賠償の要求に対し誠実に対応し、継続的な交渉に応じること

の5つの要請を行いました。当日の交渉によって、東京電力は、各被害者の方の農地等の現地視察を行うこと、7月に再度交渉の場を持つことを約束しました。

当日は、NHKや福島テレビの取材も入り、夕方のニュースで放映されました。郡山は放射線の空間線量が高いにもかかわらず、避難区域等に指定されておらず、被害の実態はあまり知られていません。しかし、今回のいっせい請求によって、その被害実態が少しでも認識されたのではないのでしょうか。

今回のいっせい請求は、直売所・生産者の方々が一致団結して東京電力に請求したことに意義があります。個人で損害賠償請求をした場合、東京電力は、自身の賠償基準をたてに、賠償額を低額に抑えるべく交渉に臨んできます。領収証等の裏付資料がないだけで、賠償に応じないことも珍しくありません。また、被害の実態を世間に知ってもらうことも困難です。しかしながら、今回のように集団で請求すれば、被害者同士が証拠を補うことも可能になりますし、世間に被害の実態を訴えることも可能になります。

原発事故による被害は現在も継続しており、その事実を風化させるわけにはいきません。そのためには、みんなの力を結集して大きな力にしていけることが大切です。『みんなして』、東京電力に、国に、原状回復・完全賠償を要求していきましょう！（弁護士 樋谷賢一）

環境大臣交渉